

平成28年9月会議

(9月14日)

一般質問

★来春の改選にあたり、町民に対して山崎町政を問うのか

町民皆様の多くの付託を受け臨みたいと思います。

★放課後児童クラブの対象が、児童福祉法で小学校6年生まで拡大された事による今後の施設運営は

現在小学3年生まで対象で、定員に余裕があれば、4年生以上も受け入れをしています。今後は対象を6年生まで広げる予定ですが、大野・南学区の建物が狭小なため、大野は移転新築し平成30年4月より新児童クラブで運営、南も早期に6年生まで受け入れをしたいと考えています。

★移住・定住の促進について

①お試し住宅の進捗状況は。

今年8月に再度申請した地方創生加速化交付金の交付決定が8月30日にあり、最終的な改修物件の選定作業を行い、9月末までに選定作業を終え、速やかに改修工事に入っていきます。

②町の魅力情報発信動画はどう進んでいるか。

既に公募型プロポーザルを実

施し、契約後作業に入っています。町に興味を持ってもらい、名前を覚えてもらえる内容での制作を目指しています。

③移住体験ツアーの成果は。

3月に行ったツアーでは7組15名の方が参加され、1家族4名の方が8月に古川地区に転入され、2家族とは相談継続中です。

8月に行ったツアーでは6組13名が参加され、2家族より再度来町したいとの相談を受けています。

④町のホームページの空き家情報は物件もわずかで、双方にメリットがないと登録件数は増えないと思うが、町長の所見は。

ご指摘のとおりです。即効性が見込める移住対策の補助制度拡充を図っていくことが、有効性のある施策と考えます。

★農業振興（農業生産技術）について

①町内の土地利用型農業では、どのような防除作業技術や作業機が利用されているか。

投込み式投入剤、粉剤や液剤の背負式の人力の防除機や、ミストなどの動力式の防除機、動力噴霧機、乗用式のブームスプレー

やヤスビードスプレー等です。昨年度より新設した、町農業機械等導入支援基金事業により導入された農業機械の状況は、自走式ラジコン動力噴霧機11台、散布装置を備えた田植機15台です。

②土地利用型農業の経営規模化の進展とともに防除作業が荷重となるが、負荷軽減の方策は。

アイガモ農法、投込み方式の粒剤タイプ、乳液タイプ、バック式の物、発処理剤があります。機械では、乗用式ブームスプレーや、ラジコンボート、無人ヘリコプター等が考えられます。現在は、主に自走ラジコン動力噴霧機を使用し、共同防除組織として町の第3セクターが受託作業を行っています。

★農業振興（地方創生の活用）について

①今年度予算の林業費の自立式無人航空機（ドローン）整備事業の執行状況は。

機種を選定を行い、現在、町内業者と物品売買契約を完了し、2台の納入を待っている状況です。

②、①のオペレータはどのように養成するのか。その課題は。

現在の計画では、ドローンの委託先の作州かがみの森林組合の職員2名、産業観光課職員2名の計4名が、町内業者が開催するオペレータ講習会に参加予定です。課題は、今後どのような法整

備の追加があるのか不明で、様々な規制がかかることが予想されます。

③ドローンの普及はわが町では林業活用が端緒となるが、行政・農業での活用、観光等への展開は。

今回購入予定のものは、主は林業での調査、現状の把握などを目的として購入したものです。が、当然、緊急を要する災害時等に使うことも当初より想定しています。今後、状況に応じあらゆる場面に様々な活用方法が広がると考えます。

④、③の他分野への展開にあたり、地方創生事業を活用できるのでは。

林業用のほか、農業用、農業散布用、肥料散布用など、農業分野だけでも利用方法は多様です。

観光PR用、危険場所の観測用、測量観測用、構造物点検用などドローンは町の狭小地、中山間地では、あらゆる方面で活用できます。

地方創生事業は、内容が先駆的な取組みであることや他の自治体との連携事業などであり、可能であれば活用を検討したいと考えます。

★保育士の待遇改善について

①まちの対応は。

正職員は「鏡野町職員の給与に関する条例」に基づき行政職給料表（二）を適用しています。国の動向を見ながら判断したいと思っています。

②待機児童の有無と保育士不足の有無は。

4月1日付けでは待機児童はいません。

保育士の不足は新たな入園希望の対応と中途退職、産休・育休等の補充のため、ハローワーク等に求人を行っている状況です。

③保育補助者等の待遇改善の見込みは。

平成27年度にパート職員の時給の見直しを行い、臨時保育士は今年度から採用時の給料額の決定の見直し、昇給の改善を行っています。

④時間外勤務の取得実態は。

月平均で一人当たり6時間から9時間程度です。

★学校給食費の公会計化について

①背景と動機と目的は。

全国的にもコンプライアンスに基づく見直しの機運が高まっている中で、町も平成28年度から公会計にしました。私会計では集金した給食費は準公金として取り扱い、私会計及び準公金では職員が現金を取り扱う法的根拠がありません。

また収入と支出者が同一の場合、不正が生じる可能性が高くなり、法令に基づいた透明性のある会計処理を行うためです。

②材料費の保護者からの負担の徴収を含め条例化を考えてみては。